

2016年2月15日

放送倫理・番組向上機構
放送人権委員会 御中

株式会社 TBS テレビ

放送人権委員会決定後の取り組みについて

当社が制作している「アッコにおまかせ！」は2014年3月9日、佐村河内氏が楽曲の代作問題で謝罪した記者会見を取り上げました。この放送について貴委員会は2015年11月17日、佐村河内氏の名誉を毀損する人権侵害があり、放送倫理上の問題もあったとする勧告を決定されました。

これを受けた当社の対応と取り組みについて、以下の通りご報告します。

1 勧告に伴う放送対応

勧告を受けて当社では、以下のような放送対応を行いました。

(1) 当日のニュース番組「Nスタ」及び、「ニュース23」内で、勧告の概要と当社のコメントを放送しました。

(放送したコメント全文)

佐村河内守氏について取り上げたTBSテレビの「アッコにおまかせ！」についてBPO＝放送倫理・番組向上機構は「名誉を毀損する人権侵害があった」として再発防止に努めるようTBSに勧告しました。

佐村河内氏が申し立てたのは、去年3月9日に放送された「アッコにおまかせ！」です。

佐村河内氏は、番組で聴覚障害がないかのように扱われ名誉を傷つけられたと主張。

これに対しTBSは聴覚障害がないとは断定していないと反論していました。

この放送についてBPOは、番組は佐村河内氏が「手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い、会見に臨んだ」と伝えたとして、「名誉を毀損する人権侵害があったと言わざるをえない」と判断。

放送倫理上の問題もあったとして再発防止に努めるようTBSに勧告しました。

ただ名誉毀損は成立しないなどとする3人の委員の少数意見も付け加えられています。

TBSでは「『勧告』を真摯に受け止めます。番組の趣旨は、専門家の見解も踏まえて、謝罪会見の疑問点を提示したところにあります。少数意見も含めて委員会決定を詳細に検討し、今後の番組作りに生かして参ります。」とコメントしています。

この内容は上記のニュース番組に加えて、当社のCS放送「TBSニュースバード」において合計10回放送した他、インターネットニュース「News-i」にも1週間掲示しました。

さらに、2015年12月6日の「TBSレビュー」でも、同様の内容を放送しています。

(2)「アッコにおまかせ！」での放送

当該番組である「アッコにおまかせ！」では、勧告を受けて最初となった2015年11月22日の放送で、番組担当のアナウンサーが以下のコメントを読み上げました。

(放送されたコメント全文)

昨年3月9日に、佐村河内守氏について取り上げた「アッコにおまかせ！」についてBPO＝放送倫理・番組向上機構の放送人権委員会は、「名誉を毀損する人権侵害があった」として、再発防止に努めるようTBSに勧告しました。

番組に対して佐村河内氏は、聴覚障害がないかのように扱われ、名誉を傷つけられたと主張。

これに対してTBSは、聴覚障害がないとは断定していないと反論していました。

BPOは、番組は佐村河内氏が「手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い、会見に臨んだ」と伝えたとして、「名誉を毀損する人権侵害があったと言わざるをえない」と結論付けました。

ただ、9人のうち3人の委員は、名誉毀損にはあたらないとする少数意見を付け加えています。

また、BPOは放送倫理の上でも、

- ・事実をありのままに伝えること
- ・専門性の高い情報を正確に伝えること

- ・ 出演者への事前説明の努力
- ・ 障害に触れる際の配慮の必要性

の4つの点において問題があったとして、再発防止に努めるようTBSに勧告しました。

番組では勧告を真摯に受け止め、今後の番組作りに生かして参ります。

2 勧告についての勉強会などの開催

当社では勧告を受けて、以下のような勉強会やセミナーを実施しました。

(1) 情報制作局内における「特別勉強会」

当該番組を制作している情報制作局の社員、および外部のスタッフに対して「特別勉強会」を開催し、合計8回(2015年12月10日、11日 2回実施、2016年1月6日 2回実施、14日、25日、28日)で参加人数はおよそ500人となりました。

「特別勉強会」ではまず、当該番組を視聴した上で、勧告内容について人権侵害と放送倫理上問題があると指摘された点についての詳細な説明を行いました。その後、出席者と意見交換を行い、問題点の共有に努めました。

(2) 「放送倫理委員会」及び「放送人セミナー」での議論

番組の倫理上の問題を話し合う社内組織である「放送倫理委員会」(2015年12月4日開催)で、今回の勧告を取り上げました。「放送倫理委員会」では番組を視聴した上で、コンプライアンス室長が勧告の内容について詳細な説明を実施し、番組のプロデューサーが制作現場としての見解を述べました。「放送倫理委員会」は情報制作局に加えて報道局や制作局、編成局など社内の主要な組織の幹部から構成され、倫理や人権にかかわる問題を討議するもので、この場での議論を通じて、勧告内容の全社的な周知を図りました。

また、放送倫理と人権意識の向上を目的とした社内のセミナーである「放送人セミナー」においても、2015年12月4日と2016年2月3日の2回にわたって、コンプライアンス室長が勧告のポイントを解説しました。参加者は社内の各部署から集まった60人余りで、勧告の内容についてそれぞれの立場から議論を行いました。「放送人セミナー」は定期的で開催しているもので、今後もこの勧告を随時取り上げて行く予定です。

(3) 「放送と人権」特別委員会での議論

「放送と人権」特別委員会は外部の有識者を招いて、放送上の人権問題につ

いて意見を求めるものです。2015年12月11日開催の委員会で今般の勧告を取り上げ、問題点と今後の放送における注意点などについての指摘を受けました。

(4) 貴委員会による「研修・意見交換会」

2016年2月1日に、貴委員会より坂井委員長、曾我部委員、林委員を招いての「研修・意見交換会」を開催しました。

「研修・意見交換会」には当該番組を制作した情報制作局の他に、編成局、報道局、制作局などから140人あまりが出席しました。この場では貴委員会から勧告についての説明を受けた上で、出席者との間で率直な意見交換を行いました。

一連の勉強会や研修会などでは、出席者から

・「TBSは作曲についての佐村河内氏のウソを見抜けず、誤った放送をしたとして謝罪を行なっている。TBSとしてはこれ以上騙されることはできないことから、記者会見での佐村河内氏の主張に説得力があるかどうかを、より厳しく質さざるを得ない状況にあったことを理解して欲しい。」

・「もし、番組自身が記者会見の様子などから佐村河内氏の聴覚障害に疑念を抱いたなら、勧告が指摘するような徹底的な事実の積み重ねが必要なのは当然だ。しかし、今回は代作者が疑念を呈したものであり、番組は対立している両者の主張のどちらがより説得力を持つかについて、専門医の見解も得て伝えている。こうした場合でも、わずかであっても厳密性を欠いた部分があれば名誉毀損にあたりとされるなら、どうやって番組を作ればいいのかわからなくなる」

などといった意見や疑問が出されました。

こうした意見や疑問についての活発な議論は、勧告を表面的に捉えるのではなく、その真意をより深く理解し共有する上で役立つこととなりました。

3 聴覚障害者団体との意見交換

勧告では当該放送が佐村河内氏のみならず、「同じ障害がある人々に対する配慮にかけるもの」との指摘を受けました。これを受けて当社では、2016年1月21日に、聴覚障害者の団体の方々に番組をご視聴いただき、ご意見をいただく場を設けました。

番組では佐村河内氏に焦点を絞って放送を行っており、一般の聴覚障害者には配慮を行ったと考えておりました。

しかしながら、放送をご覧いただいた聴覚障害者団体の方々からは、一般の聴覚障害者に対しても、「自分たちが笑いものにされている気になる。とりわけ、

『アッコにおまかせ!』のような娯楽性の高い情報バラエティ番組では、より一層そうした印象を与える。」「作曲が偽りであったことと、聴覚に障害があることは別々に説明すべきことだ」などの、厳しいご指摘を受けました。

当社ではこれを重く受け止め、聴覚障害者のみならず、障害のある方々に関する放送をする際には、より一層の配慮して行く所存です。

4 総括

佐村河内氏については、当社を含めて多くのメディアが佐村河内氏の作品が代作であることを見抜くことができず、「現代のベートーベン」などと賛美したことから、強い批判を受ける結果となっていました。こうした中で開かれた記者会見においては、再び同じ誤りを犯すことは許されないことから、佐村河内氏の聴覚障害について、番組はより厳しい姿勢で質さざるを得ませんでした。

記者会見では、佐村河内氏が手話通訳を介さずに意思疎通をしているように見える場面が複数回あり、当番組の取材者のみならず、取材していた多くの記者が繰り返し質問をすることとなりました。こうしたことから番組では、手話通訳が必要な程度の聴覚障害があるとする佐村河内氏の訴えには矛盾と疑問が残るものであり、提出された診断書や専門医の見解などを元にこれを伝えたと考えています。

しかしながら勧告では、

- ・「申立人（佐村河内氏）は手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」という摘示事実が認められ、これは申立人（佐村河内氏）の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損する。

- ・事実をありのままに伝えること、専門性の高い情報を正確に伝えること、出演者への事前説明の努力、障害に触れる際の配慮の必要性の4点において放送倫理上の問題がある

との指摘を受けました。

番組はこれらの指摘を受け止め、仮に疑惑が強く投げかけられていた場合でも、伝えるべき事実を全て示した上で、放送に勧告でも指摘された「批判的な流れに棹を差す」ことの無いように留意する所存です。

また、出演者に対する事前の説明が不十分であったとの指摘も受けました。今後はアナウンサーのみならず、出演者全員に対して、放送前により詳細な説明を行い、誤解に基づいた発言がなされないように万全を期すこととしました。

さらに、一般の聴覚障害者の方々に対する配慮が不十分であった点も、重く

受け止めています。番組の制作者は佐村河内氏の記者会見を受けて、これを伝えるメディアに心を痛めている聴覚障害者がいらっしゃることを認識していました。そこで今回の放送が広く聴覚障害者全体に対するものではなく、あくまでも佐村河内氏についてのものであること強調するために、「難聴者には手話が必要な場合もある」という補足のコメントを番組の最後で伝えました。

しかし、これでは不十分であり、聴覚障害者の団体からも問題点をご指摘いただきました。この点についても深く反省すると共に、こうしたことが再び起こらないように最大限の努力を尽くします。

今回の勧告は「アッコにおまかせ！」という番組のみならず、当社全体に対して示されたものです。当社としては全ての番組に対してこの内容を周知し、再発防止に努めてまいります。

以上